

西宮市上下水道局水道事業内部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市水道事業の経営戦略に基づく取組みの評価を行うことにより、施策等を着実に推進していくとともに、継続的に事業運営の効率化を図っていくため、西宮市上下水道局水道事業内部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 経営戦略に基づく取組みに係る現状分析に関すること
- (2) 経営戦略に基づく取組みに係る今後の方向性に関すること
- (3) その他経営戦略に基づく取組みの評価に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は上下水道局次長を、副委員長は上下水道総括室長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 水道工務部長
- (2) 水道施設部長
- (3) 上下水道総務課長
- (4) 経営管理課長
- (5) 財務課長

4 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ得ることとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、経営管理課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年5月1日から実施する。